身体的拘束等適正化のための指針

れんげ訪問看護ステーション

- 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- 1 れんげ訪問看護ステーション(以下、「当ステーション」という。)は、ご利用者に優しい心で寄り添い、ご利用者本位の暮らしを継続できるようにサービスを提供していきます。
- 2 当法人は身体的拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底します。
 - (1)身体的拘束は廃止するべきものです。
 - (2)身体的拘束廃止に向けて常に努力します。
 - (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行いません。
 - (4)身体的拘束を許容する考え方はしません。
 - (5)全員の強い意志でケアの本質を考え方はしません。
 - (6) 身体的拘束を行わないための創意工夫を忘れません。
 - (7)ご利用者の人権を最優先にします。
 - (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持ちます。
 - (9)身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じます。
 - (10) やむを得ない場合、ご利用者・ご家族に丁寧に説明し身体的拘束を行います。
- (11) 身体的拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体的拘束ゼロ」を目指します。

身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体的拘束を適正化することを目的として、「身体的拘束適正化委員会」を設置します。

身体的拘束適正化委員会は3ヶ月に1回以上開催し、次のことを検討します。

- (1) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し
- (2) 発生後「身体的拘束」の状況、手続き・方法についてと、それが適正に行われているか
- (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合の慎重な調査及び対策について
- (4) 法人の年間研修計画に沿った研修及び教育について
- (5) 日常的ケアの見直し、ご利用者に対し人として尊厳のあるケアが行われているか



● 身体的拘束適正化検討委員会の設置

1 身体的拘束適正化検討について

当ステーションでは、身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みをすることを目的に、身体的拘束適正化委員会(以下「委員会」)を設置する。

①設置目的

- ・ステーション内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全員への指導
- ②委員会の構成

委員会の委員は、虐待防止委員会と兼務でもよい

- ③身体的拘束適正化検討委員会の開催
 - ・当ステーションでは、少なくとも年に1回開催し、それ以外の開催は必要に応じて開催する。
- 身体的拘束等適正化のための職員研修
- 1 訪問看護に関わる全ての職員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施する。
 - 2 少なくとも年1回の開催とし、それ以外の開催は必要に応じて開催する。
 - 3 新規採用時には、必ず本研修を実施する。
 - 4 本研修の実施内容については記録をし、保存する。

動問看護で発生した身体的拘束等の報告方法

- 1 身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者及び利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- 2 他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を確認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者に報告を行うこと。

● 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

ご利用者またはご家族の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化委員会において検討を行い、身体拘束を行うことよりも、身体拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、下記3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行う。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努める。



切 迫 性 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる 可能性が著しく高い状態にあること

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法 が無いこと

一 時 性 身体拘束による行動制限が一時的なものであること

身体的拘束に該当する具体的な行為 (虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋)

- (1) 車椅子やベッド等に縛り付ける
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける
- (3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

● 利用者等に対する当該指針の閲覧

・本指針は書面として備えおき、利用者またはご家族等関係者からの求めに応じて、閲覧に供するものとする。

- ・当ステーションでは、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。
- その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 当ステーションにおける研修以外にも地域の他法人、施設とも強調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体拘束の適正化が地域において、より深まっていくよう努める。

● 本指針の改廃

本指針の改廃の要否および改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

付則

この指針は、 令和 6 年 4 月 1 日 より実施する

